平成２２年（フ）第４８号
千葉県柏市豊四季945番地の337
破産者　高橋　慶一
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２６０号
東京都港区芝３丁目12番１号
破産者　東野商事株式会社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３６０号
東京都江戸川区西葛西８丁目21―５―405
破産者　井本　一俊
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０９０号
東京都世田谷区千歳台１丁目１―14―221、開始決定時の住所東京都世田谷区用賀４丁目９―７―４Ｆ
破産者　須田　光彦
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７７９号
東京都練馬区高野台１丁目18番20号
破産者　有限会社ラビット
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７８０号
東京都杉並区下井草３丁目18―17―204
破産者　米田テルコ
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８２１号
埼玉県蕨市南町３丁目４番14号302
破産者　有限会社一商
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８２２号
埼玉県蕨市中央１丁目17―30　ルネ蕨１号館514
破産者　二瓶　一男
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９６６号
兵庫県川西市栄町10―５―604、開始決定時の住所兵庫県川西市滝山町19―３―301
破産者　石村　育子（旧姓甲斐）
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９６７号
兵庫県川西市栄町10―５―604、開始決定時の住所兵庫県川西市滝山町19―３―301
破産者　甲斐　健治（旧姓石賀）
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４３０号
東京都杉並区荻窪５丁目17番地11号テイジン荻窪スカイレジテル317号室、登記簿上の本店所在地東京都杉並区上荻１丁目24番18号Ｓ・ＫビルⅡ３Ｆ
破産者　株式会社エコース
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６９１号
東京都墨田区亀沢３丁目14―13―903
破産者　岡田　英雄
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２８３３号
神奈川県相模原市相模台２丁目11―15―105
破産者　斎藤　　忍
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５４１号
高知県高岡郡四万十町平野189―２
破産者　村上　留里
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５８０号
東京都墨田区石原２丁目23番７号
破産者　有限会社岡田商店
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７２２号
東京都杉並区上荻４丁目４―９―102
破産者　外部　佳映
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８７８号
東京都中央区銀座８丁目４番２号
破産者　有限会社チナツ興業
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２４７号
神奈川県相模原市青葉３丁目31―22
破産者　吉田　幹夫
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６５号
東京都足立区青井６丁目21―12―405
破産者　岩淵　五郎
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６６号
東京都足立区青井６丁目21―12―405
破産者　岩淵　照枝
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６３号
茨城県北相馬郡利根町大字布川3060―８
破産者　坂上　京子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部